

令和2年度

城陽五里五里の丘 パートナー登録のおすすめ

自主的な事業も、より取り組みやすくなりました

京都府立木津川運動公園「城陽五里五里の丘」(以下、本園)は、皆さんと共に自然再生の森づくりをおこなうことと、森づくりをになう人材育成を、主目的としています。

さらに、子どもから高齢者までの幅広い皆さんが、多様なレクリエーションやスポーツを楽しみ、交流の輪が広がる公園、多くの利用者で賑わい、地域の振興に寄与する魅力あふれる公園でありたいとも願っています。

これに賛同し、イベント開催や活動に本園を利用いただける令和2年度の公園パートナーさんを募集します。令和2年度からはイベントの営利、非営利を問わず、皆さんの自主的な事業に、今まで以上に取り組みやすくなりました。

城陽五里五里の丘が、地域の賑わいと振興に寄与する魅力あふれる公園になるとともに、皆さんの生きがいを創出する公園にもなるよう、是非ご活用ください。

1. イベントパートナー 今年度から営利目的もOK!

～取り組んでいる活動を生かして、大きなイベントを開催したい方へ～

～一定の条件を満たせば「公園公認イベント」として、広報もできます～

イベントパートナーに登録すれば

- イベントパートナーで想定するイベントは、参加者がおおむね参加者100名以上の比較的大規模なイベントです。
- 非営利に限らず、営利目的、PR目的などでも開催できます。
- 一定の条件※を満たすと「公園公認イベント」が開催できます。

「公園公認イベント」として認定されると

◇ 本園が発行する「城陽はらっぱ」に掲載するなど、公園が広報宣伝に協力します。

◇ 年度中であれば、期間に制約無く場所を確保することができます。

※一定の条件とは別に定める「共催・後援・協力の承諾基準」に合致するものとなります。

- 参加者が会員限定の場合、もしくは比較的小規模なイベント(おおむね100名まで)は、サークルパートナー登録を検討してください。

- イベントが、本園の主目的（前述）に合致する等と判断した場合は、人数の多少に関係なく「主催イベント」として扱います。詳しくはお問い合わせください。

2. 非営利サークルパートナー、プロサークルパートナー

～固定メンバーを中心として自分たちの活動をおこないたい皆さまへ～

たとえば、器楽やダンスの練習、各種サークルの活動に使用できます。

サークルパートナーに登録すれば

- サークルの会員を対象とした定期活動などで、本園会議室の事前確保と利用、サークル広場の事前確保ができるようになります。
- ただし会員限定でなく、一般参加のイベントであっても、おおむね100名以下の小規模イベントであれば、開催可能です。
- またサークル会員などに限定した野外イベントを、場所を確保して開催することができます。
- 非営利目的の活動団体を「非営利サークルパートナー」とします。
- 営利目的の活動団体を「プロサークルパートナー」とします。
- プロサークルパートナーは、年度中であれば期間に制約なく場所や会議室、サークル広場を確保できます。
- 非営利サークルパートナー、プロサークルパートナー共に、イベントの広報や問い合わせの対応などについては、各団体でお願いします。

なお、野外の限られた場所での小グループによる活動で、事前に場所の確保が必要なければ、サークルパートナー登録は不要です。自由使用でかまいません。

グラウンドゴルフなど球技活動希望のサークルは、別に定めるオープンパートナーの登録をご検討ください。

パートナー登録料 一旦お受けした登録料は返金できません。

	イベントパートナー	サークルパートナー	
		プロ	非営利
年一括払い	10,000 円	10,000 円	3,000 円
月別払い	3,000 円	3,000 円	300 円

登録時にお渡しする会員証を、受付で必ず提示してください。

イベントパートナーとサークルパートナーのちがい

できることなど	イベントパートナー	サークルパートナー
営利目的開催もOK	○	プロのみ ○
本園の広報物やHPに掲載できる	○	—
100人以上のイベント開催	○	—
所定の報告書作成と提出	○	※1
会議室の事前確保と利用が可能 ※2	○	○
サークル広場の事前確保が可能 ※2	○	○
本園からのイベント情報提供	○	○

できることは○、できないことは—

※1 内容・規模によっては報告書をご提出いただくことがあります。

※2 会議室、サークル広場、その他の場所の予約は通常3ヶ月前からですが、イベントパートナー、プロサークルパートナーは年度中の確保ができます。

令和2年6月13日作成

会議室の利用と予約のルール

詳しくは別紙「京都府立木津川運動公園会議室利用規定」を参照ください。

- 会議室を利用できる方は、本園の主催事業関係者、地方公共団体（学校含む）そしてパートナー登録団体となります。※悪天などによる緊急避難を除く
- 原則として3ヶ月前から予約可能です。
- イベントパートナー、プロサークルパートナーは、原則として年度中に限り、会議室やその他の場所の確保が可能です。
- 雨天予備の事前場所確保はできません。当日空いていればお使いいただけます。
- できるだけゆずり合い、より多くの団体が利用できるようにご協力ください。
- 南北2室あり、1室の最大定員は40名です。ただし当面は最大定員の半分を定員とさせていただきます。

この他にも、新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（別紙）の内容にお従いください。

- 利用は以下の5区分とし、連続して利用することができます。
 - ① 9:00～10:30、②10:30～12:00、③12:00～13:30、④13:30～15:00、⑤15:00～16:30
- ただし今のところ12月は、⑤区分は利用できません。

その他の留意点

サークル広場の事前確保についても、上記ルールに準じます。